

2025年度事業計画

I 基本方針

我が国の社会経済状況は、新型コロナウイルス感染症が2023年5月に感染症法上の5類に移行して以来、日常生活における制約が解除され、その結果インバウンド需要の回復、企業業績が増加になる反面、不安定な国際情勢や物価の高騰から、今後の景気の先行きは不透明な状況となっています。

一方、高齢化は急速に進展しており、令和6年版高齢社会白書によりますと、2023年（令和5年）には高齢化率が29.1%になっており、高齢者の就業者数は931万人となり、就業者総数に占める高齢者の割合は13.4%で過去最高となっています。

また、人口については、長期の人口減少過程に入っており、2056年（令和38年）には1億人を割ると言われています。

超高齢社会のもと社会のさまざまな分野で活躍してきた高齢者が自らの経験や知識を活かし、就業を通じて社会に貢献していくことが何より重要となっており、シルバー人材センターが掲げる「自主・自立」「共働・共助」の理念のもと「福祉の受け手」から「社会の担い手」となって地域社会に貢献するという役割と期待はますます大きくなっています。

今後とも、請負・委任による受託事業や労働者派遣事業、有料職業紹介事業、訪問介護事業など高齢者の多様な就業機会の提供を図るとともに、「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」をさらに推進し、企業の手手が不足しているサービス業などの就業分野や、現役世代を支える介護・子育ての分野を対象に一人でも多くの会員が就業機会を得られるよう、引き続き就業開拓に努めてまいります。

また、国においてデジタル社会における高齢者等の情報格差を解消するために「デジタル活用支援促進事業」に注力していることから、当センターにおいても当該事業に積極的に取り組み業務用システムを一新することにより、一層の事務の効率化を図り就業機会提供の向上に努めてまいります。

さらに、技能・スキル向上のため、「高齢者運転講習・福祉車両取扱い講習会」、「植木剪定講習会」、「草刈機講習会」、「毛筆筆耕講習会」、「オフィスクリーニング講習会」を開催するとともに、接遇・個人情報保護・人権擁護・コンプライアンスを網羅した「就

業会員研修会」と会員の就業における最優先課題の「安全就業」のための「安全研修会」を包括した「就業・安全研修会」を開催します。

加えて、安全パトロールの実施を通じて事故防止の啓発に努めるとともに、引き続き仕事を分かち合うワークシェアリングに取り組み、契約時や契約更新時等に就業内容の点検を実施するなど適正就業を推進します。

全国的に課題となっている会員拡大の取組については、入会のきっかけの多くを「友人や知人の紹介」が占めていることから、会員の友人や知人、家族への入会勧奨に取り組むほか、引き続き「出張入会説明会」を積極的に開催するとともに、センターのPRを図るために、大阪市役所玄関ホール等における「事業紹介・会員作品展」の開催、各種イベント等への参加や関係機関との連携の強化、デジタル技術を活用した入会勧奨に努めてまいります。

また、各事務所間の会員数の平準化を図ることにより効率的に就業提供を行うことができるよう、担当行政区の変更を実施します。

さらに、今年は「大阪・関西万博」が開催されますが、これを契機にシルバー人材センター事業の一層の普及啓発に努めてまいります。

Ⅱ シルバー人材センター事業（公益目的事業）

1. 就業開拓提供事業

高齢者が自らの能力や希望に応じ、一人でも多くの会員の就業機会の確保ができるよう、企業・家庭・地方公共団体のニーズの把握に努めるなど、就業機会の拡大を図る。

- （１）各事務所に配置している「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」に従事する就業開拓コーディネーター間の連携を強化し、効率的な就業開拓に取り組む。
- （２）より多くの会員の就業機会の拡大を図るため、ワークシェアリングの推進に努める。
- （３）新たな発注先の開拓はもとより、過去に取引があった発注者及び既存の発注先にも就業開拓を行い、就業機会の一層の拡大を図る。
- （４）「植木剪定班」「毛筆筆耕班」「除草グループ」の職群班等の運営を支援する。
- （５）植木剪定業務や除草業務の就業会員が高齢化、また退会するなど減少傾向にあり受注数が飽和状態であるため、剪定会員や除草会員の育成に注力し、植木剪定や除草業務など安定的に受注できるよう努める。
- （６）シルバー人材センターとして広く信頼を得るため、会員の接遇やサービススキルの一層の向上に努める。

- (7) 大阪市と2019年3月に締結した「空家等の適正な管理の推進に関する協定書」に基づき空家を適正に管理し、空家の植木剪定・除草・建物周辺清掃・チラシの回収などを行う業務を受託することにより、就業機会の拡大を図る。
- (8) 大阪市住宅供給公社と連携し、同社が指定管理を行っている市内の市営住宅自治会及び市営住宅居住者に対し、人手不足で悩んでいる軽易な業務の拡大を図り、このことを通じて居住者のくらしの向上及びセンター会員の就業機会の拡大を図る。
- (9) ハローワークの求人情報や就職情報誌や就職情報サイトを有効活用し、営業活動を行うことにより受注拡大を図る。

2. 普及啓発事業

シルバー人材センター事業の充実・発展を目指し、市内全域で効率的かつ効果的な普及啓発活動を推進するため、公共機関窓口や各種のイベントなどを活用して普及啓発活動を行うとともに、新たな会員の入会促進や就業開拓を推進する。

- (1) 大阪市役所玄関ホール等の公共施設において事業紹介展を開催する。
- (2) リニューアルしたセンターホームページを活用し、Webによる入会申込みを促進する。
- (3) 市内で開催されている求人・求職イベントやセミナー等に参加し、事業のPRに努める。
- (4) 各区のくらし相談（自立相談支援）窓口と連携し、事業のPRに努める。
- (5) 市内の郵便局にパンフレットやチラシ等を配架し、事業のPRに努める。
- (6) ハローワーク、区役所・保健福祉センター・図書館などの公共機関窓口等にパンフレットやチラシ等の配架を依頼し、事業のPRに努める。
- (7) 各区の広報紙にセンターのPR記事の掲載を行う。
- (8) 10月の第三土曜日の「シルバーの日」において清掃ボランティア活動を実施する。
- (9) 会員による啓発パンフレットの配布を行い、入会促進及び就業開拓に努める。
- (10) 全シ協、大シ協、他都市シルバー人材センターと緊密に情報交換を行い連携する。
- (11) センター機関誌「シルバーみおつくし」を会員に配布するとともに公共施設等に常置を依頼する。
- (12) 「大阪・関西万博」の大阪ヘルスケアパビリオンで開催する大阪ウィークのイベント（9月14日開催分）に参加し、事業のPRに努める。

3. 研修・講習会事業

会員の就業機会の拡大を図るためには会員一人ひとりの技能の習得・向上や資質の向上を図ることが不可欠であるため、請負、派遣、職業紹介の業務に対応できるよう人材を養成するための講習会・研修会を実施する。

- (1) センター会員の資質の向上と良質なサービスの提供を図るため、「接遇」「個人情報保護」「人権擁護」「コンプライアンス」を網羅した「就業会員研修会」と会員の方々の就業途上での交通事故防止や健康管理についての「安全研修会」を包括した「就業・安全研修会」の充実を図る。
- (2) 「植木剪定班」「毛筆筆耕班」「除草グループ」による職群班員の技術向上を図るための講習会や勉強会を開催する。
- (3) 福祉施設などでの就業を円滑にするために、大阪市が実施する「生活援助サービス従事者研修」に参加する。
- (4) 「高齢者運転講習・福祉車両取扱い講習会」、「オフィスクリーニング講習会」など、より市民生活に密接したさまざまなサービスに携わる会員の養成に向けた講習会を開催する。
- (5) デジタル活用支援促進の一環として、「スマートフォン講習会」を開催し、会員のデジタル情報格差の防止を図る。

4. 相談事業

センター事業のより一層の進展を図るため相談業務を行い、市民にセンター事業に対する正しい知識や理解を深めてもらえるよう努める。

- (1) 市民にセンター事業のしくみや事業内容を正しく理解してもらうために、各事務所窓口において相談業務を行う。
- (2) 入会説明会と同時に相談業務を行い就業機会の拡充に努める。
- (3) 未就業相談会を各事務所において実施し、一人でも多くの会員が就業機会を得られるよう努める。
- (4) 各種イベント・セミナーの開催を利用して、相談業務を実施する。

5. 安全・適正就業推進事業

会員の就業中や就業途上における事故防止を図るため安全委員会活動の充実に努め、会員の安全意識や適正就業に対する啓発を通じて安全・適正就業の推進に努める。

- (1) 安全委員会が策定した安全就業推進実施計画に基づき、会員の就業先への安全パトロールの実施などにより安全意識の向上に努める。
- (2) 安全就業意識の向上を図るため、安全就業啓発ワッペンの就業時の装着を勧奨する。
- (3) 警察及び関係団体等の協力を得て「交通安全」や「生活安全」、「健康管理」に関する研修会を開催する。
- (4) 会員の自転車乗車中の事故が増加傾向にあることから、安全な自転車の乗り方を中心とした研修会を開催し事故防止に努める。
- (5) 2023年4月から「自転車ヘルメット着用努力義務」の改正道路交通法が施行されたことから、自転車ヘルメットの着用を奨励し重篤事故の防止に努める。
- (6) 自転車事故の賠償事故に対応する保険への加入を勧奨する。
- (7) 入会説明会や就業提供時等に「会員のてびき」「安全就業チラシ」などを配布し、安全就業の意識啓発に努める。
- (8) 事故発生事例や健康管理に関する情報をセンター機関誌に掲載するとともに、各種講習会等において情報提供を行う。
- (9) センターの安全就業の標語「元気に出かけて 笑顔で帰ろう いつも心に安全意識」をあらゆる機会を通じて広めることにより安全就業の意識啓発に努める。
- (10) 契約時及び契約更新時に就業内容について、安全・適正就業の点検を行う。
- (11) 福祉施設等において運転業務に就業中の会員を対象とした「運転講習会」を開催し、事故防止に努める。

6. 訪問介護事業

従前から指定訪問介護を実施しているところであるが、引き続き「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業」にも積極的に参画し、市民生活サービスの向上のために、指定訪問介護・指定介護予防型訪問サービス・指定生活援助型訪問サービス事業（以下「事業」という。）の拡充に努め、会員の就業機会の拡大を図る。

- (1) 地域包括支援センターや居宅サービス事業者などの保健医療・福祉サービス提供者と連携強化を図り、利用者の確保に努める。
- (2) 「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスの要望に対応できるよう人材の育成を図る。
- (3) 生活援助サービス従事者研修を修了した会員と連携を図り、就業提供に努める。

- (4) 訪問介護員、生活援助型訪問サービス従事者に対し研修会を開催し、さらなるサービスの質の向上を目指す。
- (5) 事業をより多くの市民に周知するため啓発パンフレットの配布に取り組む。
- (6) 2024年度に整備した「感染症対策の強化」「高齢者虐待防止」及び「感染症や非常災害の発生時における業務継続計画」を引き続き推進する。

7. 独自事業

独自事業である阿波座センタービル地下駐車場の管理運営については、施設の改修工事のため2025年3月31日をもって終了となったことから、工事終了後には改めて阿波座センタービル地下駐車場の管理運営の入札に参加する。

8. 職業紹介事業

雇用による就業を希望する高齢者に対して有料による職業紹介事業を実施する。

9. 労働者派遣事業

労働者派遣事業による就業を確保し、派遣事業の拡大と適正就業の推進を図る。

Ⅲ 管理部門

1. 会員拡大

定年延長や継続雇用の拡大など労働者の雇用環境の変化に伴って会員数が全国的に伸び悩み傾向にあるが、各事務所開催の入会説明会及び入会申込者等の利便性を図る出張入会説明会や市民参加型の講習会を実施し入会促進を行うとともに、デジタル化を推進して入会申込の利便性の向上に努めるなど会員拡大に取り組む。

2. 組織体制の充実強化

- (1) 個人情報などを適正かつ厳格な管理を行うために、安全管理体制の充実・強化に取り組む。
- (2) 業務の複雑化・多様化による業務量の増加に対応するため、組織体制の整備を図るとともに、業務システムの一層の整備・拡充を図り、更なる就業提供の迅速化や的確な情報管理に努め、また業務効率の改善に取り組む。
- (3) 職員を対象とした、業務・コンプライアンス・接遇等の研修を実施する。

3. 財政基盤の拡充

- (1) センター事業の安定した運営体制の確立には財政基盤の充実が必要であるため、事務の効率化を図るとともに財政規律の遵守に努め、財政基盤の安定化を図る。
- (2) 契約件数の拡大に努めるとともに、債権回収の迅速化と未収金の防止に努める。
- (3) 業務用システムを改修して、さらなる事務の効率化と財政基盤の充実強化に努める。
- (4) センター事業の理解を広め、賛助会員の拡大及び寄付の募集に努める。